

訪問看護サービス

重要事項説明書・契約書

(介護保険・医療保険)

医療法人 上毛会

訪問看護ステーションあじさい

訪問看護サービス重要事項説明書

1.事業の概要

事業者	医療法人上毛会 伊勢崎福島病院
代表者氏名	理事長 福島 正人
法人所在地	群馬県伊勢崎市鹿島町 556-2
電話番号・FAX	TEL：0270-27-4145 FAX：0270-26-3276

2.サービスを提供する事業所の概要

1) 事業所の名称・所在地等

事業所の名称	訪問看護ステーションあじさい
事業所番号	1060490719
事業所の住所	群馬県伊勢崎市鹿島町 556-2
連絡先	営業時間内 0270-27-4145(平日 AM9：00～PM5：00) FAX 0270-26-3276
最寄り駅	東武伊勢崎線 伊勢崎駅
通常事業の実施地域	伊勢崎市を中心とし、玉村町、みどり市、太田市、前橋の区域とする。ただし、太田市は薮塚町、みどり市は笠懸町とする。

2) 訪問看護ステーションあじさい従業員

	資格	常勤	非常勤	計
管理者（従業員兼務）	看護師	1	0	1
従業員	看護師	1	0.5	1.5

3) 営業時間のご案内

営業日：月曜日から金曜日まで

休日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/30～1/3）

営業時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

サービス提供時間：午前 9 時から午後 5 時まで

当ステーションは、年間を通して

24 時間いつでも対応できる体制を設けております。

3.事業の目的（訪問看護の目的）

訪問看護サービスは、看護師などが家庭を訪問し、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスです。

主治医の治療方針やケアプランに沿って、ケアマネージャーや他のサービスと連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が続けられます。

4.運営の方針

- (1) 健康保険法指定訪問看護の実施に当たっては、主治医の指示のもと、利用者様の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに 在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるように支援します。
- (2) 訪問看護等の実施に当たっては、利用者様の意思および人権を尊重したサービスを提供します。
- (3) 訪問看護の実施に当たっては、居宅支援事業所、関係市町村、地域の医療、保健・福祉サービス機関、地域包括支援との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

5.サービス内容

(1) 訪問看護計画の作成

主治医の指示に基づき、利用者様の意向や心身の状況などのアセスメントを行い、援助の目標に応じて、具体的なサービス内容を定める訪問看護計画を作成します。介護支援事業者または相談支援員が作成したサービス計画がある場合、それに基づき、適宜相談・連携を図りながら作成していきます。

(2) 訪問看護の提供

訪問看護の計画に基づき、訪問看護を提供いたします。

- ①病状、心身の状況の観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事および排泄等の援助
- ④褥瘡の予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥認知症の方の看護
- ⑦ターミナルケア
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテルなど医療機器の管理
- ⑩その医師の指示書の指示による医療処置

6.ご利用にあたってのお願い

- (1) 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。
これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- (2) やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日の午前中までにご連絡をお願いいたします。連絡がない場合は、別紙に記すキャンセル料をお支払い頂きます。
- (3) 当ステーションの緊急時対応として、利用者様からの連絡により臨時訪問を行うことがございます。そのため当日の訪問時間変更をお願いすることがございます。ご了承くださいませようをお願いいたします。
- (4) 訪問看護・介護予防訪問看護を提供するにあたり、主治医から訪問看護指示書が発行され、利用者様の健康保険等を使用し指示書料を請求されますので、お支払い頂きますようお願いいたします。
- (5) 領収書は原則再発行しません。紛失しないようお願いいたします。
(医療費控除に使えます)

7.ご利用料金

- (1) 利用料は各社会保障制度に準じ、利用者様の負担割合に応じて、本事業所へ別紙に記す利用料金をお支払い頂きます。
- (2) 各種保険の他、公費負担医療制度もお取り扱いいたします。
受給者証の提示が必要となります。

- (3) 保険外サービスを希望される場合、通常の訪問業務に支障がない範囲で別途契約の上、サービス提供し別紙に定める料金をお支払い頂きます。

8.利用料金のお支払いの方法

- (1) サービス料金は1か月毎に計算し、サービス利用月の翌月10日頃に利用者様に送付又は担当者が持参いたします。請求月の27日までにお支払いください。
- (2) お支払方法は、現金支払いをお願いしております。銀行お振込みを希望される場合は、訪問看護職員にお問い合わせください。
- (3) 指定した銀行振り込み期日も、原則27日までとなります。
- (4) 領収書の発行と文書料

領収証は原則として再発行いたしません。但し、紛失などの理由により、利用者様又は身元引受人から領収書の発行依頼があった場合には、領収書を発行致します。なお発行に際して、文書料として別紙に定める料金をお支払い頂きます。

9.緊急時の対応について

- (1) 緊急時の連絡先

(0270-27-4145)

緊急時訪問看護加算（24時間365日対応）の同意を得ている方につきまして

は、体調の急激な変化などの相談を要する場合は、上記の電話番号へかけていただくと営業時間外でもオンコール当番へ転送されます。

- (2) 訪問の変更について

利用者様の急な受診や入院などにより、予定している訪問時に不在となられる方はご連絡下さい。

- (3) 利用者様の緊急事態発生時には、私達が速やかに主治医の指示を仰ぎ、利用者様の救命を優先に必要な援助を行います。
- (4) 体調の急激な変化などの連絡で臨時に訪問した場合、料金の変更やプランの見直しをさせていただく場合がございます。

10.事故発生時の対応について

- (1) 訪問看護・介護予防訪問看護の提供により、利用者様に関わる事故が発生した場合は、利用者様のご家族および利用者様に係る居宅介護支援事業者、地域包括支援センターなどに連絡するとともに、必要な対処をいたします。
- (2) 利用者様に対し賠償すべき事故が発生した場合は、事業者が加入している損害賠償保険にて賠償いたします。

11.非常災害時の体制

事業者は、非常災害発生の際に他の事業者などと連携および協力を行う体制を整え、事業が継続できるよう努めてまいります。

12.感染症予防及び発生時の対策について

感染症予防対策として次のことに努めてまいります。

- (1) 事業所は、清潔保持及び訪問看護師の健康管理に努め、特に訪問前後は手指消毒を実施し、感染予防に十分留意します。
- (2) 事業所内や訪問先において感染症が発生した場合は、蔓延しないようにマニュアルに沿って対策を行うとともに、必要に応じて市町村などが設置する機関の助言・指導を求め対応いたします。
- (3) 国や市町村から通知が届いた場合は、その通知に従います。
その旨は通知が届き次第、利用者様やご家族へお知らせいたします。

13.苦情・相談窓口

事業者の窓口 訪問看護ステーションあじさい	電話番号：0270-27-4145 受付時間：午前8時30分から午後5時30分 担当：加藤 晴美
--------------------------	--

その他の相談窓口

実施地域役所連絡先（介護保険課）	
・伊勢崎市 TEL：0270-27-2744	FAX：0270-21-4840
・玉村町 TEL：0270-64-7705	FAX：0270-64-7722
・前橋市 TEL：027-224-1111	FAX：027-243-4027
・みどり市 TEL：0277-76-0974	FAX：0277-76-2449
・太田市 TEL：0276-47-1939	FAX：0276-47-1889
・群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課）	
TEL: 027-290-1319	FAX：027-255-5077

14.個人情報について

利用者様およびご家族等の個人情報については、下記記載の内容で事業者が個人情報を必要最低限の範囲内で使用・提供することに、この契約書をもって同意する事とします。

【使用する目的】

- ・介護保険サービスを円滑に提供するため
- ・サービス担当者会議に必要となる場合
- ・介護支援専門員と介護サービス事業者との連絡調整及びサービス事業者間の連絡調整に必要となる場合。
- ・サービス提供困難時の事業者間の連絡・紹介等の場合
- ・利用者様に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合
- ・利用者様の心身の状況などをご家族に説明する場合
- ・介護保険事務に関する情報提供の場合

15.秘密保持

事業者および訪問看護職員は、サービスを提供するうえで知り得た利用者様およびそのご家族に関する秘密を第三者に漏らしません。また、退職後も業務上知り得た利用者様およびそのご家族の情報を第三者に漏らしません。

この守秘義務はサービス提供が終了した後も同様です。

16.人権擁護・虐待防止

- (1) 事業者は利用者様の人権の擁護・虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、訪問看護職員に対しマニュアル等を用い、定期的に研修を行ってまいります。
- (2) 事業所の訪問看護職員または介護者（利用者様のご家族等介護する者）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、状況を確認した上で市町村へ通報をする場合がございます。

17.サービス提供の記録

- (1) サービス提供に係る記録等は、契約終了日から5年間保存いたします。
- (2) 利用者様およびそのご家族は、サービス提供記録等の開示にご希望がある場合は、別途所定の手続きが必要です。

18.オンライン資格確認の義務化について

保険証が令和7年12月より廃止予定となっております。訪問看護においてもオンラインでの資格確認が必要となります。オンライン資格は、マイナンバーカードを利用して、訪問看護ステーションが準備したモバイル端末等で利用者様の医療保険における資格情報等を取得する仕組みです。その際に4桁に暗証番号の入力が必要となります。また、ご利用者様またはご家族の同意により、診療/薬剤情報・特定健診等の情報を閲覧することで業務の効率化や質の高い医療の提供に繋がります。

令和 年 月 日

指定訪問看護の開始にあたり、利用者様およびご家族へ重要事項説明書に基づいて説明をいたしました。

所在地〒372-0015 群馬県伊勢崎市鹿島町 556-2
訪問看護ステーションあじさい

(説明者) 氏名 _____

私は本書面により、本事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

利用者住所 _____

氏名 _____

印 _____

家族(代理人) 住所 _____

氏名 _____

印 _____

訪問看護 契約書

_____様（以下、利用者様とします）と、訪問看護ステーションあじさい（以下、本事業所とします）は、訪問看護の利用について次の通り契約します。

（契約の目的）

第1条 本事業所は利用者様に対し、介護保険法等のもとに利用者様が居宅において、自分らしく自立した日常生活を営むことができるように適正な訪問看護を提供し、利用者様は本事業所に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

（契約期間）

第2条 この契約期間は令和 年 月 日～令和 年 月 日までとします。

なお、利用者様から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新します。また入院・入所などで、3か月以上ご利用がない場合は、お話し合いにより契約を終了させていただく場合がございます。

（訪問看護の内容）

第3条 1. 本事業所は利用者様の希望を伺い、心身の状態を判断して、主治医の指示書及び介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書（介護保険の場合）に沿って、訪問看護計画を作成いたします。

2. 利用者様は訪問看護計画に沿って、別紙「重要事項説明書」のとおりサービスを利用していただきます。

3. サービス内容や利用回数などはサービス担当者会議等で検討し、利用者様及びご家族と介護支援専門員との合意により変更ができません（介護保険の場合）

（訪問看護利用料）

第4条 1. 利用者様は、介護保険法等で定められた料金をお支払い頂きます。

2. 本事業所は、利用者様から料金の支払いを受けた場合は、その領収書及び明細書を発行いたします。

3. 本事業所は、利用者様に料金の変更がある場合には、事前に説明をして同意を得ます。

4. 本事業所は、介護保険法等の適用を受けない訪問看護サービスがあ

る場合、予めその利用料について説明をして同意を得ます。

5. 利用者様は利用料の変更に応じられない場合は、本事業所に対し文書で通知をして頂き、契約を解除することができます。

(料金の滞納)

- 第5条
1. 利用者様が正当な理由なく利用料を3か月以上滞納した場合は、本事業所は1か月以内の期限を定めて督促し、なお支払いが困難な場合は契約を破棄します。
 2. 本事業所は前項を実施した場合には、利用者様担当の介護支援員、利用者の居宅区である市町村等に報告をするなどの支援を行います。

(本事業所の責任によらない事由によるサービス実施不能)

- 第6条
- 本事業所は本契約の期間中、地震・台風などの自然災害、指定感染症の蔓延、その他訪問看護職員の都合により業務を実施できなくなった場合には、利用者様に対し既に実施した訪問看護の利用料を除いて、所定の利用料金の支払いを請求いたしません。

(契約終了)

- 第7条
1. 利用者様は本事業所に対し、5日間以上の予告期間をおいて、この契約を解除できます。
 2. 本事業所は、利用者様が故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず要介護状態を悪化させた場合や常識を逸脱する行為、契約の目的が達せられないと判断したときは、1か月の猶予期間をもって改善がみられない時は、契約を終了といたします。
 3. その他次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了いたします。
 - 利用者様が亡くなられた場合
 - 利用者様の病状・要介護度などの改善により、訪問看護の必要を認めなくなった場合
 - 本事業所が正当な理由なく適切なサービスを提供しない場合
 - 本事業所が守秘義務に反したり、常識を逸脱する行為を行った場合
 - カスタマーハラスメントが生じ、解決困難な場合
 - その他解約せざるを得ない状況が生じた場合

(賠償責任)

第8条 本事業所は、訪問看護の提供に伴い、利用者様又はご家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者様に対し速やかに、損害賠償をいたします。

(秘密保持)

第9条 1. 本事業所及び訪問看護職員は、訪問看護を提供するうえで知り得た、利用者様またはそのご家族の秘密を守ることを義務とします。
2. 本事業所は、サービス担当者会議等において、利用者様またはそのご家族の個人情報を提供する場合には事前に同意を得ます。
3. 本事業所及び訪問看護職員は、退職後も在職中に知り得た利用者様またはご家族の秘密を守ることを義務とします。

(苦情対応)

第10条 1. 本事業所は、利用者様またはご家族から苦情申し立てがあった場合は、速やかに対応します。
2. 本事業所は利用者様またはそのご家族が苦情申立機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応も致しません。

(感染症及び災害等発生時)

第11条 1. 本事業所は災害発生時には、その規模や被害状況により通常業務を行えない可能性がございます。災害時の情報・災害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者様の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要な訪問を行ってまいります。
2. 本事業所は、指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性がございます。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて必要な訪問を行います。

(連携)

第12条 1. 本事業所は、訪問看護の提供にあたり、主治医および介護支援専門員、その他保健医療・福祉サービスを提供する者との連携を密に行ってまいります。
2. 本事業所は、当該契約の変更または終了に際し、速やかに使用者担当の介護支援専門員等にも連絡いたします。

(契約条例)

第 13 条 1. 利用者様及び本事業所は、信義誠実をもってこの契約を履行します。

2. 本契約に規定のない事項については、介護保険法等の規定を尊重し、利用者様及び本事業所の協議に基づき定めます。

契約年月日

令和 年 月 日

医療法人上毛会訪問看護ステーションあじさい
群馬県伊勢崎市鹿島町 556-2

法人代表 福島 正人 印

訪問看護ステーションあじさい管理者 加藤 晴美 印

利用者（または代理人）

住所

氏名

印

その他の事項として

- 介護保険対応の利用者様に関しまして、サービス担当者会議時や利用者様に関わっておられるサービス事業者様に必要な情報を提供させていただきます。
(同意する・同意しない)
- 医療保険対応の利用者様に関しましては、月1回保健福祉事務所または市町村に対して、保健福祉サービスに繋がっていただく目的で情報提供させていただきます。
(同意する・同意しない)
- この訪問看護サービスは、利用者様と当ステーションとの同意の下に提供されますが、サービスの性質上（緊急対応や急変などがあり）お約束の時間に訪問できない場合がございます。あらかじめご了承ください。事前に電話連絡等でご連絡は出来るように努力いたします。
(同意する・同意しない)
- 訪問看護職員全体で利用者様に対し、同じ認識で関わっていくために当ステーションは担当制ではございません。また、訪問看護職員間での情報共有のため、褥瘡や創部の写真を撮影し、電子カルテ内で保存させていただきます。
(同意する・同意しない)
- 私は、担当者より「重要事項説明書で緊急時の対応方法について」の説明を受け、このサービスを利用することに同意します。
(同意する・同意しない)